

議 案 第 87 号

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

診療報酬の改定に伴い、非紹介患者の初診加算料及び再診加算料を引き上げるとともに、保険適用となる費用に係る手数料を条例から削除するため。

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	「				
<table border="1"><tr><td>2,000 円</td></tr><tr><td>400 円</td></tr></table>	2,000 円	400 円	<table border="1"><tr><td>5,000 円</td></tr><tr><td>2,500 円</td></tr></table>	5,000 円	2,500 円
2,000 円					
400 円					
5,000 円					
2,500 円					

」を」に改め、実物大臓器立体モデルによる手術支援に係る費用の項を削り、同表備考第1項中「5割増（」の次に「非紹介患者の初診加算料、再診加算料、」を加え、「、自動車による交通事故の診療料金及び実物大臓器立体モデルによる手術支援に係る費用」を「及び自動車による交通事故の診療料金」に改め、同表備考第2項及び第3項中「及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたもの」を「その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市病院事業使用料手数料条例別表の規定は、施行日以後の診療に係る非紹介患者の初診加算料及び再診加算料並びに実物大臓器立体モデルによる手術支援に係る費用について適用し、施行日前の診療に係る非紹介患者の初診加算料及び再診加算料並びに実物大臓器立体モデルによる手術支援に係る費用については、なお従前の例による。